

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 旧本田家住宅等復原工事を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年4月国立市条例第9号）第2条の規定に基づき、提案するものである。

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について

旧本田家住宅等復原工事請負契約（令和5年9月15日議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 契約金額 「429,000,000円」を  
「475,381,500円」に変更する。
- 2 工 期 「本契約確定日の翌日から令和7年12月26日まで」を  
「本契約確定日の翌日から令和8年4月30日まで」に変更する。

### 3 変更理由

- (1) 工期内の賃金及び物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約約款第22条第6項に基づき、契約金額を変更する。
- (2) 半地下カマドの遺構を現地保存するためのコンクリート基礎の形状変更及び構造計算の再計算等を行うため、工事請負契約約款第19条第1項に基づき、契約金額及び工期を変更する。